

## 議会運営委員会会議録

平成24年2月17日(金)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:30

### 案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

### 【 内 容 】

- 1 議案の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 予算特別委員会の設置について
  - (1) 設置の有無
  - (2) 名称：平成24年度一般会計予算特別委員会
  - (3) 定数：11人
  - (4) 人選届出期限：2月23日(木)
  - (5) 設置時期：2月24日(金)
- 4 会期及び会議予定について
- 5 質問及び質疑通告並びに意見書案・請願(追加)の提出締切日について
  - (1) 一般質問通告締切日 2月27日(月)午後5時
  - (2) 代表質問通告締切日 2月27日(月)午後5時
  - (3) 議案に対する質疑通告締切日 3月 1日(木)午後5時
  - (4) 意見書案・請願(追加)提出締切日 3月 1日(木)午後5時
- 6 その他
  - (1) 次回委員会予定 2月24日(金) 9時30分から

---

### 委員長

只今から、議会運営委員会を開会いたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

平成24年第1回定例会の提出議案について執行部に説明を求めます。

### 財政課長

まず、平成23年度予算関連の議案第1号についてご説明いたします。別に配布いたしております「平成23年度補正予算資料」をお願いいたします。1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、表の下のほうに記載しておりますように、主に国の補正予算(第3号および第4号)に伴う事業等を実施するため、一般会計で26億7,045万9千円を追加するものでございます。2ページ以降で補正予算の概要について記載いたしております。このうち国の補正予算関連の主なものについて、ご説明いたします。3ページをお願いいたします。教育費の小学校および中学校整備費では、国の補正予算に伴い平成24年度で予定しておりました各小中学校の大規模改造事業および建設事業について前倒して実施するため追加をいたしております。総額で約27億4,000万円の事業費となります。この事業実施の財源といたしまして、国庫支出金の安全・安心な学校づくり交付金および起債の緊急防災・減災事業債などを活用しておりますが、この起債につきましては、充当率が100%で後年度の元利償還金に対する交付税措置が80%と非常に有利な起債となっております。

続きまして、平成 24 年度予算関連の議案第 2 号から 14 号について、ご説明いたします。配布いたしております「平成 24 年度予算資料」をお願いいたします。1 ページをお願いいたします。予算額につきまして、一般会計で 587 億 5,000 万円を計上いたしております。前年度比で 5 億 3,200 万円、率にして 0.9% の増となっており、重要施策として本年度取り組みます「浸水対策事業」、「学校再編事業並びに大規模改造事業」および「中心市街地活性化事業」に係る経費等を計上するものでございます。特別会計では、12 の会計で 531 億 8,410 万 1 千円を計上いたしております。このうち学校給食事業特別会計につきましては、市内各小中学校の自校式給食施設整備事業に係る経費等を計上いたしております。2 ページをお願いいたします。予算の概要を費目毎にまとめ、予算書のページを記載いたしております。資料の右側には、今年度と前年度との予算額を記載し比較をいたしております。内容の説明については、省略させていただきます。

38 ページ以降に一般会計等の前年度との比較資料等を添付しております。このうち 53 ページの資料 15 をご覧ください。市債状況表を添付しておりますが、一般会計では主に臨時財政対策債および合併特例債の借入額が増加することにより、平成 24 年度末現在高は前年度より約 9 億円の増を見込んでおります。54 ページをお願いいたします。資料 16 で基金の状況表を添付いたしております。上から 1 行目の財政調整基金につきましては、年度末残高が 22 年度では 43 億 3,643 万 3 千円で、23 年度決算では 55 億 6,791 万円を見込んでおり、24 年度当初予算編成後の年度末残高では 56 億 8,666 万 7 千円を見込みでおります。2 行目に記載しております減債基金を加えますと 80 億 2,130 万円の残高を見込んでおります。

以上で、一般会計及び特別会計の予算関係議案の説明を終わります。

上下水道部総務課長

続きまして、企業会計予算につきましてご説明をいたします。予算資料の 1 ページをお願いいたします。まず、水道事業会計予算でございますが、総額で 4 億 8 3 9 9 万 3 千円を計上しております。前年度比で 4,331 万 1 千円、率にして 1 % の減であります。

次に、産炭地域小水系用水道事業会計でございますが、総額で 4,142 万 7 千円を計上しております。前年度比で 741 万 6 千円、率にして 1 5 . 2 % の減であります。

次に、下水道事業会計でございますが、総額で 32 億 8,327 万 2 千円を計上しております。前年度比 9,007 万円、率にして 2 . 7 % の減であります。

34 ページから各事業ごとの予算の概要を費目ごとにまとめて記載しております。内容の説明は省略させていただきます。以上、簡単ですが、平成 24 年度企業会計予算の概要説明をおわります。

健康増進課長

企業会計のうち、「議案第 1 8 号 平成 2 4 年度飯塚市立病院事業会計当初予算」についてご説明いたします。「平成 2 4 年度予算資料」の 1 ページをお願いいたします。平成 2 4 年度は 369,857 千円を計上いたしております。前年度比で 186,113 千円、率にして 33.5% の減となっております。その理由はといたしましては、前年度は、病院の建替え事業のとして設計業務等を計上してはりましたが、本年度は地歴調査のみとなり大幅に減少いたしております。詳細につきましては、当初予算概要書の 3 6 ページ以降に記載していますのでよろしくをお願いいたします。以上で、概要説明を終わります。

総務課長

引き続き、予算関係以外の議案について、ご説明いたします。お配りしております「議案概要」で、説明させていただきます。

「議案第 19 号の非常勤職員の公務災害補償関係の条例」につきましては、地方公務員災害補償法の改正に伴いまして、施設等入所の場合について介護補償を行わないとする規定部分の

表記を、法に準じて整備するものでございます。

「議案第 20 号の特別職給与関係の条例」につきましては、平成 22 年 8 月から実施しております市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長の給料の減額措置を 1 年間延長するものでございます。

「議案第 21 号の公民館条例」につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる「一括法」による、社会教育法の改正に伴いまして、現在、社会教育法にて定められてます公民館運営審議会の委員の委嘱の基準が、条例に委ねられることとなりましたことから、法に定める参酌基準に準じて定めるものでございます。

「議案第 22 号の図書館条例」につきましても、先ほどの公民館と同様に、「一括法」による図書館法の改正に伴いまして、現在、図書館法にて定められている図書館運営協議会の委員の任命の基準が、条例に委ねられることとなりましたことから、法に定める参酌基準に準じて定めるものでございます。

「議案第 23 号の集会所等の条例」につきましては、幸袋西町集会所の位置を移転新築により変更するものでございます。

「議案第 24 号の同和地区水洗便所改造助成条例」につきましては、地域改善特別措置法失効後、県単事業として実施されていた助成事業が期限を迎えたことにより、水洗便所等改造助成制度を廃止するものでございます。

「議案第 25 号の介護保険条例」につきましては、平成 24 年度から 26 年度までの 3 年間の第 5 期介護保険事業計画期間の第 1 号被保険者に係る保険料について、基準額を年 5 万 9,700 円から 7 万 680 円とし、保険料段階を 8 段階から 11 段階とするものでございます。

「議案第 26 号」につきましては、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の改正に伴いまして、外国人登録制度が廃止され、一定の外国人が住民基本台帳の対象者とされることとなりますため、関係する「印鑑条例」、「手数料条例」、「事務分掌条例」の 3 本の関連文言の規定の整備を行うものでございます。

「議案第 27 号の農業集落排水処理施設の条例」につきましては、同じく、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の改正に伴いまして、使用料算定においての根拠となっております人員割料金にかかる文言に外国人登録によるとの表記があることから、その規定の整備を行うものでございます。

2 ページをお願いいたします。「議案第 28 号下水道関係の条例」につきましては、「一括法」による下水道法の改正に伴いまして、下水道事業計画について、国土交通大臣の認可が廃止され、都道府県知事の協議とされ、現在の「認可区域」との表記が「事業計画区域」とされることから、関連規定を整備するものでございます。

「議案第 29 号の上下水道関係の条例」につきましては、「一括法」による地方公営企業法の改正に伴いまして、利益の処分及び剰余金の処分について、法に定められていたものが、条例又は議決に委ねられることとなりましたため、必要な事項を定めるものでございます。

「議案第 30 号の病院設置条例」につきましては、市立病院の診療科目に新たに胸部外科を設けるものでございます。

「議案第 31 号の病院事業関係の条例」につきましては、議案第 29 号と同様に、「一括法」による地方公営企業法の改正に伴いまして、利益の処分及び剰余金の処分について、法に定められていたものが、条例又は議決に委ねられることとなりましたため、必要な事項を定めるものでございます。

「議案第 32 号の消防団公務災害補償関係の条例」につきましては、根拠となります「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」の改正に伴いまして、条項の繰上が生じま

したため、関係規定を整備するものでございます。

「議案第 33 号土地の処分」につきましては、鯉田工業団地の 1 万 2,000.03 平方メートルを工場等用地敷として「株式会社 タイセイプラス」に 10 年間の使用貸借特約付きで売却するので、処分価格は 9,576 万 1,778 円でございます。

3 ページをお願いいたします。「議案第 34 号財産の貸付け」につきましては、現在貸付しております、幸袋の飯塚リサーチパークの情報提供サービスセンター建物及びその敷地を事業用として「CROSS EED 株式会社」に使用貸借契約により、平成 24 年度より 3 年間、貸し付けるものでございます。

「議案第 35 号施設組合理約の変更」につきましては、議案第 26 号の印鑑条例等の改正と同様に、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の改正に伴い、構成団体の負担金の算出の根拠となっております人口割にかかる規約において、外国人登録によるとの表記があることから、その規約の整備について、議決を求めるものでございます。

「議案第 36 号市道路線の認定」につきましては、開発行為によるもの 6 路線、寄附採納によるもの 1 路線、計 7 路線を認定するものでございます。

「議案第 37 号及び第 38 号の支払督促申立てに対する異議申立て」につきましては、学校給食費を納入しない長期滞納世帯に対して、支払督促の申立てを行ったところ、相手方から分割納入を求める督促異議申立てが行われたことにより、民事訴訟法の規定により訴訟手続へ移行したため、学校給食費請求事件として専決処分を行ったことから、その承認を求めるものでございます。

人事議案につきまして、ご説明いたします。議案第 39 号から 4 ページの第 49 号までにつきましては、任期満了に伴います「教育委員会委員」1 名及び「固定資産評価審査委員会委員」9 名の選任について議会の同意と、「人権擁護委員」1 名の推薦について議会の意見を求めるもので、本会議最終日に提案させていただきたいと考えております。

最後に報告第 1 号から第 3 号までの 3 件の報告でございますが、「市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」の専決処分、及び土地開発公社、都市施設管理公社の「平成 23 年度予算の補正」につきまして、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

質疑を終結いたします。

次に、「議案の付託委員会」について事務局に説明させます。

議会議務局次長

議案の付託委員会についてご説明いたします。議案書をお願いいたします。

先ず、議案第 1 号は総務委員会に、2 号はのちほどご審議いただきます予算特別委員会に、3 号、4 号、5 号は厚生委員会に、6 号は総務委員会に、7 号は経済建設委員会に、8 号は厚生委員会に、9 号、10 号、11 号、12 号は経済建設委員会に、13 号、14 号は市民文教委員会に、15 号、16 号、17 号は経済建設委員会に、18 号は厚生委員会に、19 号、20 号は総務委員会に、21 号、22 号は市民文教委員会に、23 号は総務委員会に、24 号は経済建設委員会に、25 号は厚生委員会に、26 号は市民文教委員会に、27 号、28 号、29 号は経済建設委員会に、30 号、31 号は厚生委員会に、32 号は総務委員会に、33 号、34 号は経済建設委員会に、35 号は市民文教委員会に、36 号は経済建設委員会に、37 号、38 号は市民文教委員会にそれぞれ付託していただいております。

次に人事議案であります議案第 39 号から議案 49 号までの 11 件につきましては、いずれ

も最終日に上程し、提案理由説明ののち、委員会付託省略を諮っていただき、質疑、討論、採決としていただいております。

最後に、報告事項の3件につきましても最終日に報告、質疑としていただいております。以上、ご審議方、よろしくお願いたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「議案の付託委員会」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

ご異議なしと認めます。よって、「議案の付託委員会」については、そのように決定いたしました。

次に、「予算特別委員会の設置」について事務局に説明させます。

議会事務局次長

一般会計当初予算につきましては、特別委員会を設置して付託するということが申し合わせで決定されております。従いまして、この申し合わせに添って、予算特別委員会を設置していただいております。なお、特別委員会の名称は、「平成24年度一般会計予算特別委員会」、委員定数は11人としていただいておりますので、併せてご審議方よろしくお願いたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

質疑を終結いたします。おはかりいたします。事務局説明のとおり、予算特別委員会を設置することに、ご異議ありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

ご異議なしと認めます。よって、予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

次に、特別委員会の名称は、「平成24年度一般会計予算特別委員会」とし、委員定数は11人とすることに、ご異議ありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

ご異議なしと認めます。よって、特別委員会の名称及び委員定数は、そのように決定いたしました。

次に、「委員の人員割り振り」について事務局に説明させます。

議会事務局次長

人員割りにつきましては、お手元に配付しております特別委員会人員割表のとおりでございます。特別委員会の委員数はただいま申しました11名ということでございます。

各会派の人員から2.5名につき1名の割合で選出をしていただきたいと思いますと考えております。なお、正副議長及び監査委員につきましては会派人員数には算入しますが、選出の対象とはなりません。その結果、不足する委員数につきましては、印等で示しております端数がある各会派間で協議をいただき選出していただきたいと思いますと考えております。なお、各会派の選出委員の届け出期限につきましては、2月23日(木)午後5時までとしていただき、特別委員会の設置は2月24日(金)の本会議におきまして議長発議により設置していただいております。ご審議方よろしくお願いたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「委員の人員割り振り」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

ご異議なしと認めます。よって、「委員の人員割り振り」についてはそのように決定いたしました。

次に、「人選の届け出期限」は、2月23日(木)午後5時まで、「特別委員会の設置時期」は、2月24日(火)とすることに、ご異議ありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

ご異議なしと認めます。よって、「人選の届け出期限」及び「特別委員会の設置時期」はそのように決定いたしました。

次に、「会期及び会議予定」について事務局に説明させます。

議会事務局次長

会期及び会議予定について説明いたします。お手元に配付しております「平成24年第1回飯塚市議会定例会会期日程(案)」をご覧ください。まず、会期につきましては、2月24日から3月22日までの28日間を考えております。

次に、会議予定でございますが、お手元に配布しております会期日程(案)のとおりと考えております。内容の説明は省略させていただきます。ご審議方よろしくお願いたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「会期及び会議予定」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

ご異議なしと認めます。よって、「会期及び会議予定」については、そのように決定いたしました。

次に、「代表・一般質問、議案への質疑通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」について事務局に説明させます。

議会事務局次長

案件に記載いたしておりますとおり、一般質問の通告締切につきましては、申し合わせのとおり、招集日の翌日であります2月27日・月曜日の午後5時まで、また、代表質問の通告締切につきましても、施政方針説明が本会議初日に行われますので、その翌日であります2月27日・月曜日の午後5時までとしていただいております。

次に、議案に対する質疑通告及び意見書案・請願の提出につきましては、いずれも3月1日・木曜日午後5時までに、提出していただきますようお願いいたします。

なお、議案第2号 平成24年度飯塚市一般会計予算に対する質疑通告につきましても、日程の関係上、行いませんので、ご了承願います。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「代表・一般質問、議案への質疑通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、その他でございますが、次回の委員会は2月24（金）の本会議開会前9時30分に開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

おはかりいたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件については継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

ご異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。

これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。